

Q & A よくあるご質問

Q 1 F I T制度・F I P制度の認定は取得できないとの条件があるが、余った電力は売電できないということでしょうか。

A 1 自家消費率が30%以上の状態であれば、F I T制度・F I P制度の認定を取得しない方法で売電を行うことは可能です。

Q 2 商品の支払いに関して、クレジット払いやローン契約を締結する際に、実績報告時までに完済できないことも想定されるが、手続き上問題ないでしょうか。

A 2 実績報告時に太陽光発電設備の所有権が交付申請者に移転していれば手続き上問題ありません。その場合は、所有権が移転していることを証明できる資料も併せてご提出頂きます。

Q 3 新築住宅に太陽光発電設備を設置する場合、定置型蓄電池の導入も必須との条件があるが、蓄電池に対して国の補助金制度を活用することは可能ですか。

A 3 可能です。国の補助金制度を活用するにあたり、国の補助金制度の補助対象設備が太陽光発電設備に該当しなければ特段問題ありません。

Q 4 当補助金とZ E H補助金/経産省：環境省（国の補助金制度）は併用可能ですか。

A 4 可能です。ただし、Z E H補助金の補助対象設備が太陽光発電設備に該当しない場合に限りです。

Q 5 承諾書の記載に関して、共同名義で住宅を購入している際、仮に申請者を夫とした場合、承諾書に妻の氏名等を記載する必要はありますか。

A 5 はい。共同名義で購入された住宅の場合、承諾書には申請者ではない方の氏名等を記入してください。

Q 6 市外から引越し等で転入するため新居浜市の住民票や納税証明書が提出できません。

A 6 納税証明書は不要です。住民票については転入後にご提出をお願いいたします。

Q 7 事業計画書の発電量及び電力自家消費賞見込みに関して、どのように算出すればよいでしょうか。

A 7 年間電力自家消費量見込みについては、直近1年間の電力使用量等を参考にご記入頂き、年間発電量見込みについては、事業者等が作成する発電シミュレーション等を参考にご記入ください。

Q 8 自家消費率30%以上が条件となっているが、実績については毎年報告する必要はありますか？

A 8 実績報告の義務はありませんが、情報の提供等を求める場合があるため、電力使用量・発電量等については記録を残して頂きますようお願いいたします。

A 9 新築住宅に太陽光発電設備を設置する際、住宅の契約を既に締結している場合に申請は受け付けてもらえないでしょうか。

Q 9 住宅と太陽光発電設備のご契約が別であれば、太陽光発電設備のご契約前に申請して頂ければ問題ありません。また、当初住宅のご契約に太陽光発電設備の設置は含んでおらず、後から追加で太陽光発電設備のご契約を行いたい場合は、変更契約書等をご提出して頂ければ申請受付は可能です。

Q 10 新築住宅の場合、太陽電池モジュールの設置箇所を示すカラー写真は必要ですか？

A 10 新築住宅の場合は不要です。既築の場合でも正確なカラー写真の提出が困難な場合はご相談ください。

Q 11 当初の予算額はいくらですか。

A 11 26, 215 千円です。予算残高については補助金の受付状況をご確認ください。

Q 12 契約日は交付決定日と同日でも可能か。

A 12 可能です。交付決定日以降（交付決定日を含む）に補助事業に着手する必要があります。